

生産性要件にかかるよくある質問（Q&A）

Q 1 生産性要件にかかる書類は必ず提出しなければいけないのでしょうか。

A 1 生産性を向上させた事業所が助成金の助成額等の割増を希望する場合に支給申請書等と一緒に提出していただくものです。

助成額等の割増を希望されない場合、提出の必要はございません。

なお、生産性要件を設けていない助成金もありますので、パンフレット等でご確認ください。

Q 2 助成金の支給申請の都度、生産性要件算定シートを作成し確認資料を添えて提出しなければいけないのでしょうか。

A 2 生産性要件の審査を行いますと、事業主に審査結果を記載した「生産性要件にかかる確認通知書」を送付いたします。

確認通知書の審査結果が「要件を満たしている」となっている場合、当該確認通知書に記載されている有効期限内に改めて助成金の支給申請を行う際に、確認通知書のコピーを生産性要件算定シート等の代わりに提出していただくことにより、その都度生産性要件算定シート等の添付は必要ございません。

なお、当該確認通知書が届くまでの間は、以前提出した生産性要件算定シートのコピーのみ添付ご提出してください。

ただし、有効期限前であっても直近会計年度の決算が確定した場合は、改めて生産性要件算定シートおよび確認資料を提出していただき審査を行いますのでご注意ください。

Q 3 キャリアアップ助成金における生産性要件の基準となる日はいつになりますか。

A 3 助成金の支給申請を行った日（支給申請日）が基準となります。

支給申請日の時点での直近会計年度と、その3年度前の会計年度を比較して生産性の伸びを審査することになります。

ただし、一部の助成金では基準となる日が異なるものがあります。

詳しくは、「雇用・労働分野の助成金のご案内（詳細版）」をご覧ください。

Q 4 生産性要件算定シートの様式は、どこに掲載されていますか。

A 4 厚生労働省または東京労働局のHPに掲載しております。

トップページの右上の検索バーより「生産性要件」で検索していただき、ダウンロードしてください。

なお、事業所において適用している会計基準によって、使用する生産性要件算定シートの様式が異なりますのでご注意ください。（全部で7種類）

Q 5 NPO法人なのですが、どの生産性要件算定シートを使って作成したらよいですか。

A 5 実際に適用している会計基準に合った様式で作成していただきます。

NPO法人会計基準を適用している場合は、様式2-4号で作成をお願いいたします。

その他の法人等で使用する生産性要件算定シートが不明な場合は、個別に当センターまでお問い合わせください。

Q 6 提出する資料（財務諸表等）とは、具体的にどのようなものですか。

A 6 企業会計基準を用いている法人（株式会社・有限会社等）の場合は次の計算書類等の原本コピーの提出をお願いしております。

＜提出していただく書類＞ ※すべて決算報告書に含まれているものです。

損益計算書、販売費・一般管理費内訳書、製造（売上）原価報告書 など

なお、財務諸表等計算書類の種類や勘定科目は、法人ごとに異なっているため追加書類の提出をお願いする場合がございます。

Q 7 提出する資料（財務諸表等）は、千円単位のものでも良いでしょうか。

A 7 法人税の確定申告に係る財務諸表は円単位で作成・提出されておりますので、生産性要件算定シートの記載、添付する財務諸表等は円単位となります。

Q 8 試算表（合計残高試算表）を資料として提出しても構いませんか。

A 8 生産性要件の審査は、確定決算による損益計算書および販売費・一般管理費内訳書等によりおこないます。

試算表は、決算確定にいたる段階の計算書類であることから、前記のとおり上記財務諸表の原本コピーの提出をお願いしております。

Q 9 販売費・一般管理費内訳書に給料手当勘定がありますが役員報酬が含まれています。

役員報酬は生産性要件における人件費の対象にならないとの事ですが、どうしたらよいでしょうか。

A 9 当該決算期における法人税確定申告書の付属書類、勘定内訳書の中にある「役員報酬手当等及び人件費の内訳書^⑭」のコピーを一緒に提出してください。

この内訳書で役員報酬、従業員の給料手当の人件費を確認することができます。

Q 10 法人設立は5年前なのですが、最初は従業員が0人で雇用保険に加入したのが2年前です。

この場合は生産性要件の対象となるのでしょうか。

A 10 算定期間の初日（3年度前の会計期間の初日）の時点で雇用保険適用事業所になっていない場合は生産性要件の対象となりません。

Q11 法人設立はかなり前なのですが、全国に営業所が複数あり、すべての営業所で雇用保険の適用事業所となっております。

この場合の生産性要件の審査は営業所単位となるのでしょうか。

A11 ほとんどの助成金につきましては、営業所(雇用保険適用事業所)単位での申請となります。その場合、当該営業所の雇用保険適用事業所としての設置日が算定期間の初日(3年度前の会計期間の初日)の翌日以降の場合は生産性要件の対象となりませんのでご注意ください。なお、一部の助成金では法人単位となっているものがございます。詳しくは、「雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)」をご覧ください。

Q12 支店での支給申請になるのですが、決算は支店ごとに分けて行っておりません。この場合の提出する資料等はどうなるのでしょうか。

A12 本社で確定申告している財務諸表を元に生産性要件算定シートの作成、確認資料の提出をお願いいたします。

この場合、会計期間の末日時点での被保険者数および算定の対象となった期間中の事業主都合による離職者の有無につきましても複数の支店等を含めた決算書と同じ範囲で審査することになります。

Q13 支給申請の段階で、直近の会計年度の確定申告がまだ終わっておりません。その場合の生産性要件算定シートの記載はどうすれば良いのでしょうか。

A13 直近の会計年度が確定していない場合は、その前の会計年度を直近会計年度とみなし、その3会計年度前との比較で生産性の伸びを見ることになります。

＜例＞10月決算の事業所で決算未確定のまま、支給申請を平成30年11月末に行う場合。

	H29年11月	～	H30年10月	決算未確定
○	<u>H28年11月</u>	～	<u>H29年10月</u>	直近会計年度(Bの会計期間)
	H27年11月	～	H28年10月	1年前の会計年度
	H26年11月	～	H27年10月	2年前の会計年度
○	<u>H25年11月</u>	～	<u>H26年10月</u>	3年前の会計年度(Aの会計期間)※下線部の会計年度で審査

Q14 平成26年8月に法人設立し、決算は毎年6月となっております。助成金の支給申請を平成30年11月末に行った場合、生産性要件の対象となりますか。

A14 生産性の審査は1年間ある直近の会計年度(Bの会計期間)と、1年間あるその3会計年度前(Aの会計期間)との比較で伸びを見ることになります。

今回の場合、3会計年度前(Aの会計期間)が1年に満たない11ヶ月での年度決算のため、比較ができないことから対象外となります。

＜例＞平成26年8月設立、6月決算の事業所で支給申請を平成30年11月末に行う場合。

○	<u>H29年 7月</u>	～	<u>H30年 6月</u>	直近会計年度(Bの会計期間)
	H28年 7月	～	H29年 6月	1年前の会計年度
	H27年 7月	～	H28年 6月	2年前の会計年度
×	H26年 8月	～	H27年 6月	3年前の会計年度(Aの会計期間) ※11ヶ月のため対象外

Q15 2年前に決算時期を12月から3月に変更いたしました。
その場合の生産性要件算定シートの記載はどうすれば良いでしょうか。

A15 1年に満たない会計年度を除き、1年間完全にある年度決算で3会計年度前と比較して生産性の伸びを見ることとなります。

この場合、決算時期の変更を行った際に税務署の収受が確認できる異動届出書(写)の提出もお願いしております。

＜例＞平成28年2月に12月から3月に決算期変更の届出を行った場合。

- H29年 4月 ~ H30年 3月 直近会計年度(Bの会計期間)
- H28年 4月 ~ H29年 3月 1年前の会計年度
- H28年 1月 ~ H28年 3月 1年に満たないので除きます。
- H27年 1月 ~ H27年12月 2年前の会計年度
- H26年 1月 ~ H26年12月 3年前の会計年度(Aの会計期間)※下線部の会計年度で審査

Q16 算定期間中に事業主都合による離職者がいた場合、生産性要件の対象とならないそうですが、どこに記載されていますか。

A16 リーフレット「労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます」の2ページ最上部に記載されております。

Q17 それぞれの会計期間末日現在における雇用保険被保険者数や事業主都合による離職者数について、事業主は雇用保険データから確認することはできるのでしょうか。

A17 「雇用関係助成金支給要件照会申請書兼回答書」に必要事項を記載していただき、事業主等の印を押印の上、助成金の支給申請を行う事業所在地を管轄するハローワークの助成金担当窓口またはハローワーク助成金事務センターの申請窓口にご提出ください。

出力日現在の被保険者数等の情報を確認し、人数等を記載し、受付印を押した上で回答いたします。

Q18 生産性要件算定シートの(5)欄は必ず記載しなければいけないでしょうか。

A18 生産性要件とは、事業所における生産性向上の取り組みを支援するための助成金の割増措置となっております。

(5)欄が空欄の場合、事業所における取り組みの確認が取れません。

どのような取り組みを行ったのか、必ず記載していただきますようお願いいたします。

Q19 直近の会計年度における営業利益がマイナスの場合でも申請はできるのでしょうか。

A19 申請は可能です。

営業利益ではなく、人件費や減価償却費等を含めた付加価値(生産性要件算定シートの(1)欄)で生産性の伸びを審査しております。

Q20 生産性要件算定シートを作成したところ、生産性の伸びがマイナスとなってしまいました。その場合でも申請は可能でしょうか。

A20 申請は可能です。

審査した結果、生産性要件算定シートに記載されている金額について、財務諸表等からの計上誤り（記載漏れ）や会計期間末日現在の雇用保険被保険者数の相違により、生産性の伸び率が変わる事もあります。

Q21 生産性要件算定シートを作成したところ、付加価値がマイナスとなりました。その場合でも申請はできるのでしょうか。

A21 申請は可能です。

審査した結果、生産性要件算定シートに記載されている金額について、財務諸表等からの計上誤り（記載漏れ）や会計期間末日現在の雇用保険被保険者数の相違により、付加価値が変わる事もあります。

ただし、A会計期間・B会計期間のいずれか、または、A会計期間・B会計期間のいずれも付加価値がマイナスとなった場合は生産性要件の対象となりません。

Q22 与信取引等に関する情報提供に係る承諾書に記載する意見照会先（金融機関）は、どこでもよいのでしょうか。

A22 意見照会の対象となっているのは、金融5団体（全銀協、地銀協、第二地銀協、信組、信金）傘下の金融機関のみとなっております。

与信取引等のある金融機関が金融5団体傘下であるか不明な場合は、個別に当センターまでお問い合わせください。